

実務対応報告公開草案第 59 号

「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 59 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」（2020 年 6 月 3 日公表）（以下「本公開草案」という。）

2. コメント募集期間

2020 年 6 月 3 日～2020 年 8 月 3 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2020 年 9 月 29 日公表）（以下「本実務対応報告」という。）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	日本公認会計士協会
CL2	一般社団法人 日本貿易会
CL3	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL4	EY 新日本有限責任監査法人
CL5	一般社団法人 全国銀行協会
CL6	有限責任監査法人トーマツ

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL7	田淵 隆明	公認システム監査人、IFRS・公共政策・公会計コンサルタント、特定行政書士・システム監査技術者
CL8	服部 隆	CMA、CIIA
CL9	金本 悠希	

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対応するコメントです。「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
（質問1）適用範囲に関する質問		
（全体を支持するコメント）		
1) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
（その他のコメント）		
2) 適用範囲及び定義について	「ヘッジ会計の取扱い」という表題からは、ヘッジ会計等が適用範囲となると想定されるが、本公開草案第3項に記載の適用範囲は、特定の条件に該当する「金融商品」とされている。本公開草案の文脈によれば、特定の条件に該当する「金融商品」に係るヘッジ会計等が、この実務対応報告の適用範囲であると考えられる。よって、適用範囲の記載について修正し、なぜヘッジ会計等を対象としたのかについて結論の背景において説明を加筆していただきたい。加えて、実務上の混乱を避けるため、相場変動及びキャッシュ・フロー変動に係るヘッジ会計の両方を含む点について明示していただきたい。	本実務対応報告の結論の背景に、ヘッジ会計に焦点を当てた理由を記載した（本実務対応報告第27項）。 ただし、相場変動に係るヘッジ会計又はキャッシュ・フロー変動に係るヘッジ会計は、いずれも原則繰延ヘッジとなることから、両者を明示的に区別する意義は少なく、特段の修正は行わない。
	ヘッジ対象又はヘッジ手段のどちらか一方がLIBORを参照している場合について、本公開草案の対象に含まれることを明確化していただきたい。また、本公開草案第4項(4)の「金利指標置換時」の表現について見直ししていただきたい。	ヘッジ手段又はヘッジ対象のいずれかのみがLIBORを参照している場合は、LIBORから後継の金利指標への置換はヘッジ対象又はヘッジ手段

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(理由)</p> <p>本公開草案第4項(4)において、「金利指標置換時」とは、金利指標改革に起因して公表が停止される見通しであるLIBORに関して、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点をいう。」とされており、「金利指標置換時」の定義では、ヘッジ対象及びヘッジ手段の双方が後継の金利指標に契約条件の変更又は契約の切替を行うことを前提に記載されている。</p> <p>このため、ヘッジ対象又はヘッジ手段のどちらか一方がLIBORを参照している場合について、本公開草案の対象に含まれることを明確化する必要があると考える。また、この場合、どちらか一方の契約において、後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点が「金利指標置換時」であるということが把握できるように、「金利指標置換時」の定義の表現を見直すことをご検討いただきたい。</p>	<p>のいずれかのみでしか生じない。そのため、本公開草案第4項の定義を修正した（本実務対応報告第4項）。</p>
<p>3) 経済効果が概ね同等となるかの例示について</p>	<p>本公開草案第24項及び第25項において「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」に該当するか否かの例示がなされている。しかし、ヘッジ手段のデリバティブ取引が清算集中されている場合の、海外中央清算機関において予定されている担保付金利（PAI）や割引率の変更が本件ヘッジ会計における特例的な取扱いの範囲に含まれるか否かが不明瞭である。この点につき、本公開草案第24項に定める「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」の例示に加えていただきたい。</p>	<p>適用範囲の基本的な考え方は、本公開草案第3項にある「契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となることを意図した」ものかどうかに基づき判断することであり、本公開草案第24項及び第25項の記載の趣旨は、適用範囲の基本的な考え方の理解に資するために一般的な</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>例示を示すことにある。</p> <p>海外の中央清算機関を利用する場合の米ドルの変動証拠金の計算に関する取扱いのような限定的な状況を想定した個別具体的な事例については、上記の趣旨には合わないため、追加は行わない。</p>
	<p>金利指標の公表停止という不可避免的に生じる事象により、会計基準開発時に想定されていなかった結果を生じさせる可能性を回避することを目的とする本実務対応報告の趣旨を踏まえ、本実務対応報告の適用対象に、金利指標改革の直接の対象ではないが、その影響を受けて公表停止となる可能性がある LIBOR を基礎とする金利指標を参照する金融商品が含まれることを明確化していただきたい。</p>	<p>具体的に考えられる事例としては、変動金利である LIBOR と交換される特定の固定金利の公表が、LIBOR の公表停止に伴い公表が停止される可能性が考えられるが、上記と同様の理由で、限定的な状況を想定した個別具体的な事例について、例示の追加は行わない。なお、金利指標改革の影響を受けて LIBOR 以外の金利指標の公表が停止された場合には、本公開草案第 22 項にあり、本実務対応報告を参考にすることが考えられる。</p>
	<p>金利指標改革への対応と同時に、店頭デリバティブ取引の清算集中の定着以前に締結したデリバティブ契約の取引相手を中央清算機関に変更</p>	<p>中央清算機関への取引相手の変更について、本実務対応報告の結論の</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>する場合は、本公開草案第 25 項の「(6)取引相手の変更」には該当しないことを明確化していただきたい。</p> <p>(理由等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取引相手の中央清算機関への移行は、形式的には本公開草案第25項の「(6)取引相手の変更」に該当するが、システミックリスクの回避と手続き負担軽減のため、契約当事者間に中央清算機関を介在させるものであり、実質的な取引条件は（信用スプレッドを含め）移行前と変わるものではない。したがって、本実務対応報告の適用対象外とすべきものではないと考える。 ● IFRS第9号「金融商品」の6.5.6項では、ヘッジ手段に指定しているデリバティブの契約更改による中央清算機関の介在について、ヘッジ会計中止の例外措置を設けていることも踏まえ、契約当事者双方の取引相手の中央清算機関への変更はヘッジ会計の継続を認めるべきと考える。 	<p>背景に記載した（本実務対応報告第 31 項）。</p>
	<p>特例的な取扱いは金利指標改革に起因する LIBOR の置換に直接関係のある契約条件の変更のみに適用し、それ以外の変更は特例的な取扱いの対象とはせず、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）等に基づき評価するとはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案第 25 項において、金利指標改革に起因する LIBOR の置換とは直接関係のない契約条件の変更が含まれる場合や金利指標改革に起因</p>	<p>信用リスクのスプレッドの変更に ついて、本実務対応報告の結論の背景に記載した（本実務対応報告第 31 項）。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>する LIBOR の置換とは直接関係のない契約条件の変更を同時に行った場合は、特例的な取扱いの適用範囲外としている。</p> <p>しかし、本公開草案第 25 項に例示される金利指標改革に起因する LIBOR の置換とは直接関係のない契約条件の変更には、取引相手の信用リスクのスプレッドの変更など、ヘッジ目的によってはヘッジ会計の有効性に実質的に影響を与えない可能性のある変更も含まれており、当該変更がなされてもヘッジ会計の適用の継続がなされている実務も見受けられるため記載を修正することが適切と考える。</p>	
	<p>いわゆる「契約条件の変更」について、現在の実務を考慮すれば、本公開草案第 25 項における例示が、契約内容の変更の実務と比較して高い要求水準となる懸念がある。よって、取引相手の信用リスクのスプレッドの変更を対象外とする取扱いについて再度検討していただきたい。</p>	同上
(質問 2) 金利指標置換前の会計処理に関する質問		
(全体を支持するコメント)		
4) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
(その他のコメント)		
5) 全般的なコメント	<p>その他有価証券（債券）の金利要素について時価ヘッジを適用している場合においても、ヘッジ手段に LIBOR 置換の問題は生じると考える。そのため、繰延ヘッジだけでなく時価ヘッジについても、本公開草案における取扱いを明確にしていきたい。</p>	<p>コメントのとおり、その他有価証券（債券）を対象とした時価ヘッジを適用している場合、金利指標改革の影響を受けることが考えられる。そのため、時価ヘッジの取扱いに関する記載を追加した（本実務対応報</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>本公開草案第 28 項において、「便宜的に金利指標置換前に区分」するのではなく、金利指標置換前、置換時及び置換後の記載の外側に、「ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の切替」及び「包括ヘッジ」を配置して説明いただくと、理解が非常に容易になるのではないかと考える。</p>	<p>告第 10 項)。 金利指標置換前、置換時及び置換後と別の記載をすることによる場合、混乱も想定されるため、修正は行わない。なお、「包括ヘッジ」の取扱いについては、本実務対応報告の適用の終了時期の明確化を行った(本実務対応報告第 18 項)。</p>
6) 契約の切替に関して	<p>「契約条件の変更」についても、本公開草案第 5 項と同様の取扱いであることを明確化していただきたい。</p>	<p>「契約の切替」の場合、法的には既存の契約を終了することになるため、ヘッジ対象又はヘッジ手段が消滅し、ヘッジ会計の終了又は中止となり得るため、特例的な取扱いを置いたものである。 一方、「契約条件の変更」の会計処理は現行基準上必ずしも明確ではなく、ヘッジ会計の終了又はヘッジ会計の中止としていない実務もあると考えられ、本実務対応報告で特段の取扱いを置く必要性は低いと考えられるため、追加の対応は行わない。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
7) 事前テストに関して	<p>ヘッジ手段とヘッジ対象の参照金利指標の不一致は、ヘッジ対象の参照金利指標置換時までの一時的なものであり、いずれ収斂する可能性がある。したがって、リスク・フリー・レートを基礎とする金利を参照する金融商品をヘッジ手段、LIBOR を参照する金融商品をヘッジ対象としてヘッジ会計を新規に適用する際、ヘッジ手段の参照金利が各通貨の特定されたリスク・フリー・レートを基礎とする場合には、事前テストを不要としていただきたい。また、この場合、金利スワップの特例処理の適用も認められるようにしていただきたい。</p>	<p>ヘッジ対象及びヘッジ手段の後継の金利指標の選択は、契約ごとに当事者間で合意していくものと考えられ、最終的に両者が収斂するかどうかは現時点で明らかではない。このような状態で事前テストを不要とすると、金利指標置換後に相関関係が全く見込まれないヘッジ関係についてもヘッジ会計の適用を認めることとなる可能性があり、有用な財務情報の提供を妨げるおそれがあるため、本公開草案の提案を修正しない。</p>
8) 包括ヘッジについて	<p>本公開草案第9項について、従来、包括ヘッジを適用できなかった場合にまで金利指標改革を理由に特例的な取扱いを認める必要性はないと考えられる。このため、以下の修文提案における下線部分の文言を加え、適用を限定するように明確にしていきたい。</p> <p>(修文提案)</p> <p>「<u>本実務対応報告の適用以前において包括ヘッジを適用してきた場合に限り</u>、個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応がほぼ同様であると認められない場合でも、包括ヘッジの適用ができる。</p>	<p>本実務対応報告公表後に新規でLIBOR を参照する契約についても、本実務対応報告の適用範囲に含めているため、包括ヘッジの場合のみ新規を認めないとすると、個別ヘッジの場合とのバランスを欠くと考えられる。</p> <p>また、本公開草案の適用範囲に含まれる場合に限っており（本公開草</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		案第9項)、あえて金利指標が異なる複数の金融商品をグルーピングして包括ヘッジを行うインセンティブは低いと考えられ、包括ヘッジの特例的な取扱いを本実務対応報告の適用以前において包括ヘッジを適用してきた場合に限定しないことによる弊害も少ないと考えられることから、修正は行わない。
(質問3) 金利指標置換時の会計処理に関する質問		
(全体を支持するコメント)		
9) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
(その他のコメント)		
10) ヘッジ文書化に関して	本公開草案第12項においては、金利スワップの特例処理等についての記載がされていない。これに対し、本公開草案第15項では、金利スワップの特例処理等について、ヘッジ文書の作成の可能性を否定していないように理解される記載となっている。第12項において金利スワップの特例処理等についてのヘッジ文書を要求しないのであれば、「、ヘッジ文書の記載を変更し」の記載は不要とも考えられる。実務上の混乱を避けるため、第12項において金利スワップの特例処理等に関するヘッジ文書の取扱いについて、ヘッジ会計の原則的処理方法と整合的な説明を加筆す	金利スワップの特例処理又は振当処理を適用している場合には、実務上、必ずしも正式なヘッジ文書を作成しているとは限らないことが想定されるため、本実務対応報告では、「金利指標置換時の会計処理」として、金利スワップの特例処理又は振当処理の定めを置いていない。した

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	るか、又は第 15 項において、「ヘッジ文書の記載を変更し」の記載を削除していただきたい。	がって、その前提との整合性を考慮し、本公開草案第 15 項の記載を修正した（本実務対応報告第 19 項）。
	金利指標置換時のみヘッジ会計の文書化変更の記載はあるが、ヘッジ対象又はヘッジ手段のいずれかの契約条件が変わるのであれば、その時点でヘッジの文書化の変更が求められないかどうか、明確化していただきたい。	ヘッジの文書化を変更するタイミングについては、現行基準でも明確化されておらず、これを定めることは本実務対応報告の範囲を超えると考えられるため、追加の修正は行わない。
（質問 4）金利指標置換後の会計処理に関する質問		
（全体を支持するコメント）		
11) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
	望ましいことではないが、新型コロナウイルス感染症による混乱等を考慮し、消極的に同意する。ただし、「これを前例としない」ことを、本実務対応報告の「適用時期等」の欄に独立した項目を設けて明記すべきである。	本公開草案では、主たる定めについて適用終了時期を明記しており、限定的な取扱いであることは明確であるため、追加の修正は行わない。
（その他のコメント）		
12) 事後テストの起点について	本公開草案第 14 項において、ヘッジの有効性に関する事後テストを実施する場合には、金利指標置換時を起点として比較する取扱いが求められている。ヘッジ対象とヘッジ手段の契約条項が同時に置き換えられた時点からの変動のみでヘッジの有効性の判定を行うので、その有効性は	2023 年 3 月以前に特例的な取扱いを適用しない企業について、ヘッジ会計を継続しているのであれば、引き続き金融商品会計基準等の原則ど

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>高くなる。しかし、現在の提案によれば、ヘッジ対象若しくはヘッジ手段の金利指標いずれかが先に置き換えられる場合においても、金利指標置換時を起点とする方法が適用される。特例的な取扱いを適用しない場合において、金利指標置換時を起点として測定する事後テストは、適切な有効性の判定方法ではないと考えられる。よって、第14項における、ヘッジの有効性の測定における起点について、原則としては、ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約条項である金利指標のいずれかが置き換えられた時点とすべきである。ヘッジの有効性の測定における起点を金利指標置換時とする取扱いが必要とされるのであれば、この取扱いを要求するのではなく、例外として認めるとすべきであるとする。</p>	<p>おり、「ヘッジ開始時」を起点とする方法を原則的な方法とすることが考えられる。しかしながら、金利指標置換前と置換後では、参照する金利指標が変更されているため、金利指標置換後については、後継の金利指標を基礎として事後テストを行うことが、その後のヘッジ有効性を評価する方法として適切であるとの考え方もあることから、「金利指標置換時」を新たなヘッジ開始時とみなし、「金利指標置換時」を起点とする方法も継続適用を条件に認められることとした（本実務対応報告第16項）。</p> <p>なお、起点の選択は、金利指標置換時以後、最初に事後テストを実施する際に行うものと考えられる。</p>
	<p>本公開草案第14項において、ヘッジ会計の適用は継続しているので、置換時を起点とするだけでなく、ヘッジ会計適用開始時を起点とした比較も選択可能とすべきではないか。置換後から当面の間は後継金利の市場が不安定な時期にあたることが想定され、置換後以降のデータのみで</p>	<p>同上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
13) 包括ヘッジについて	<p>は有効関係が一時的に示せないことが十分想定されるためである。</p> <p>本公開草案第9項の包括ヘッジに関する特例的な取扱いの期限が2023年3月31日以前に終了する事業年度までなのか、2023年3月31日後も継続でき、ヘッジ会計が終了するまでなのかを明確にすべきである。</p>	<p>金利指標置換後の取扱いは、本公開草案第13項及び第14項に記載のとおり、2023年3月31日以前に終了する事業年度までとしており、包括ヘッジに関する取扱いも同様であることを明示した（本実務対応報告第18項）。</p>
14) 本実務対応報告適用終了後の取扱いについて	<p>本公開草案第13項は、金利指標置換後の特例的な取扱いは2023年3月31日まで継続可能であり、その期間内に複数回の金利指標置換があった場合でも、ヘッジ会計を認める取扱いが提案されている。しかし、このような状況の場合に、2023年3月31日以降のヘッジの有効性判定は、本来的にはどの時点からの有効性判定をすべきかについて、特例的な取扱いが終了後のヘッジの有効性判定の方法について明示されていない。この点について明確にしていきたい。</p>	<p>本実務対応報告の適用終了後は、現行の金融商品会計基準等の定めに基づくこととなり、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第156項では、有効性の判定は原則としてヘッジ開始時から行うことが明記されているため、2023年4月以降はヘッジ開始時を起点とすることが原則的な考え方になると考えられる。</p> <p>ただし、本公開草案第14項を適用した場合と同様に、後継の金利指</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>標のみに基づいて事後テストを実施することが適切であるとの考え方も想定されることから、継続適用を条件に、金利指標置換時（再度金利指標を置き換えた場合は当該再置換時を含む。）を起点に事後テストを実施することも認めることとした（本実務対応報告第 15 項）。</p>
	<p>本公開草案第 13 項を適用して、2023 年 3 月 31 日まで事後テストについての猶予措置を適用した場合には、2023 年 4 月以降に事後テストを行う場合の起点はどこかを明確化していただきたい。その際、起点を 2023 年 4 月とすれば、後継金利市場の環境が未熟で不安定であることが想定され、本来は経済的に相関関係の高いはずのヘッジ関係においても非有効と判定されることも考えられることから、起点を「ヘッジ会計適用開始時」とすることも選択できるようにしていただきたい。</p>	<p>同上。</p> <p>また、上記のとおり、本実務対応報告の適用終了後は、現行の金融商品会計基準に基づき有効性の判定は原則としてヘッジ開始時から行うこととなるため、コメントに記載されている 2023 年 4 月 1 日を起点とする場合の懸念については該当しない。</p>
	<p>本公開草案第 15 項では 2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで金利スワップの特例処理及び振当処理の適用を継続することができるの特例的な取扱いが規定されているが、この特例的な取扱いの終了時点で金利スワップの特例処理及び振当処理の要件を満たすかの再判定を実施することを明示的に要求すべきである。また、当該時点で金利スワッ</p>	<p>本実務対応報告における 2023 年 3 月までの特例的な取扱いの終了後は、現行の金融商品会計基準等の定めに基づくことになり、その取扱いを継続するためには、金利スワッ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>プの特例処理及び振当処理の要件を満たさないと判定された場合、以降にどのような会計処理をすべきかを明確にすべきである。</p>	<p>の特例処理及び振当処理の適用条件を満たしているか確認する必要があることは明らかであるため、本実務対応報告の中で特段の定めを置くことはしない。</p> <p>また、仮にその時点で金利スワップの特例処理又は振当処理の適用要件を満たさない場合の会計処理は、会計基準上、明確な定めはないものの、現行の実務においても何等かの対応が図られていることが想定されるため、本実務対応報告において改めて定めを置くことはしない。</p>
<p>15) 2023年3月31日の期限について</p>	<p>LIBORの公表が恒久的に停止となる可能性が高まっている2021年12月末以降、後継金利市場の安定化には相当程度の時間がかかることが見込まれる。このため、公開草案が想定している2023年4月1日以降直ちに、後継金利指標によるヘッジ会計の事後テストが有効性基準の範囲内に収斂するかは現時点では不確実な状況である。</p> <p>この点、IASBの金利指標改革への対応も踏まえ、本実務対応報告においても、実務の混乱をきたす可能性を極力減らすために、2年程度の猶予期間を設ける（LIBOR公表停止の可能性が高まっている2021年12月末から2年経過後最初の3月期決算を迎える2024年3月までの適用とする）</p>	<p>LIBORの公表停止が2021年12月末までという計画が変更されておらず、また、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多く、本実務対応報告の公表から約1年後に、当該取扱いについて再度確認する予定であるため、現行の提案を修正しない。なお、IASBの提案における24か月の</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ことを検討していただきたい。</p> <p>なお、仮に公開草案のとおり、本実務対応報告の適用期間を2023年3月までとする場合でも、本公開草案第48項にある実務対応報告公表1年後の再検討を行う際には、金利指標改革の実情（後継金利の市場や後継金利指標への置換の状況等）を十分に踏まえ、猶予措置の期限を延長することも含めた柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>猶予期間も、金利指標置換時から24か月間を想定していることや、その猶予期間においても、ヘッジ有効性すべてについて特例的な取扱いが認められているものではないことを考慮すると、IFRS基準との比較においても特に厳しい要件となっているわけではない。</p>
16) その他のコメント	<p>ヘッジ会計を中止した場合の繰延損益については、中止後にヘッジ対象で金利指標の変更が生じた場合であっても中止時点までヘッジ有効性が確認されている場合には、特段の期限を設けることなく当初のヘッジ取引期間に応じた繰延処理の継続が認められることを明確化していただきたい。</p> <p>また、本公開草案の第8項を適用せず第14項にもとづく事後テストでヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなった場合も同様の処理の継続が認められることを明確化していただきたい。</p>	<p>2023年4月1日以降は事後テストに関する特例的な取扱いの適用が終了する予定であるため、当該時点においてヘッジ手段に係る残存する繰延損益を一時に損益に落とすことも考えられる。しかし、このように一時の損益を認識することは有用な財務情報の提供にはつながらないため、契約の切替であっても、本実務対応報告第3項の要件を満たす形で金利指標の置換が行われた場合には、置換後のヘッジ対象の満期が2023年4月1日以降としても、引き続き当該ヘッジ対象の満期までヘッ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>本公開草案第 14 項において、金利指標置換時以後において第 13 項を適用せず、その結果、第 8 項を適用せずに事後テストを実施する場合には、原則どおり、ヘッジ会計の適用時の有効性判定の取扱いを求めている。この場合、金融商品実務指針第 158 項に定めるように、重要な条件が同一であり、ヘッジ会計の有効性が高いと認められるため、金融商品実務指針第 156 項に定める有効性の評価が不要な場合も生じると考えられる。よって、事後テストの省略の取扱いについて明確にしていきたい。</p>	<p>ジ手段に係る損益を繰り延べることとした（本実務対応報告第 17 項）。</p> <p>本公開草案第 14 項の定めは、本実務対応報告の適用をせずに、事後テストを行う場合の具体的な方法を定めたものである。この場合、現行の金融商品会計基準等に従うことになり、その中で金融商品実務指針第 158 項の適用も検討されるものと考えられる。したがって、本実務対応報告で改めて定めを置く必要がなく、修正は行わない。</p>
	<p>デリバティブの時価評価に例外を設けている金利スワップの特例処理等において、ヘッジ対象の後継金利指標とヘッジ手段となるデリバティブ取引のフォールバック先金利指標の差異に対する検討が示されていない。このため、本来避けるべき時価評価の例外の拡張を認める規定になるのではないかと懸念される。利用者の判断に資するべく、1 年後に再度確認する際に想定されている検討について、適用時期の見直しだけでなく、置換後の取扱い自体の修正についての検討についても明示していただきたい。</p>	<p>1 年後に再確認を行う際の確認内容は、その時の金利指標改革を取り巻く状況によるため、現時点では内容についての明確化は行わない。</p> <p>なお、金利スワップの特例処理を適用している場合で、その適用要件を満たさなくなった場合の取扱いに対する考え方は、「14）本実務対応報告適用終了後の取扱いについて」の記載を参照。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(質問 5) 注記事項に関する質問		
(全体を支持するコメント)		
17) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
(その他のコメント)		
18) 明確化を求めるコメント	<p>本公開草案第 16 項において、ヘッジ会計の内容（ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ取引の種類等）を注記するとされている。しかし、本公開草案は、これらの用語についての定義がなく、要求されている注記すべき範囲自体が不明瞭になっている。混乱を避けるため、これらの用語の定義及び注記すべき事項を明確にしていきたい。また、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第 4 項(3)に示されている用語と同一の意味で使用されているのであれば、市場関係者の理解に資するため、当該適用指針との関係や項番号などを結論の背景に明示するなど、明確化をしていただきたい。</p>	<p>本公開草案第 16 項を修正し、明確化を図った（本実務対応報告第 20 項）。また、当該注記は 2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで求める旨を明確にした（本実務対応報告第 21 項）。</p>
19) 注記内容の再検討を求めるコメント	<p>本公開草案第 13 項において提案されている 2023 年 3 月 31 日経過後においてヘッジ会計における中止が見込まれるようなヘッジ関係についても、本公開草案の特例的な取扱いを適用している期間において、ヘッジ会計が継続される。よって、当該ヘッジ関係がある場合、期間経過後に中止される繰延額について、注記を求める取扱いについての検討をお願いしたい。</p>	<p>本公開草案第 53 項に記載のとおり、金利指標改革の影響のみの損益の影響額を算定することは困難であるため、このような開示は求めないこととしており、公開草案の修正は行わない。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 個社毎の財務状況の透明性が強く求められている中で個別財務諸 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融商品会計基準第 40-2 項

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>表の注記の省略を許容するのは論外であり、本公開草案第 16 項のただし書きは削除を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「LIBOR の公表停止までに契約条件の変更又は契約の切替が完了しないリスクに関する注記（LIBOR を参照している契約の残存する残高や金利指標移行の進捗状況等）」については、投資家のリスク判断に重要な影響を及ぼすものであり、定量的な注記の省略を許容することは論外であるため、本公開草案第 53 項は削除を求める。 	<p>で求めている注記事項についても、連結財務諸表において注記している場合には個別財務諸表における省略を認めており、本実務対応報告のみ個別財務諸表の注記の省略を認めない理由はないため、修正しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 注記事項は、財務諸表本体の補足情報として、財務諸表利用者に有用な情報を提供するものを記載するものであるが、本公開草案第 53 項に記載の内容は、必ずしも財務諸表本体の補足情報とは限らず、非財務情報としての性質も有すると考えられ、財務諸表の注記情報の範囲を超えていると考えられる。そのため、その趣旨を記載した本公開草案第 53 項は修正しない。
(質問6) 適用時期等に関する質問		
(全体を支持するコメント)		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
20) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
(その他のコメント)		
21) 明確化を求めるコメント	<p>本公開草案第 17 項では、本実務対応報告は、公表日以後適用できるとされている。しかし、第 17 項及び結論の背景では、当該公開草案を将来に向かってのみ適用するのか、又は過去の一時点（例えば事業年度の期首）から適用するのかが明確に記載されていない。同様に、既に金利指標改革を根拠にヘッジ会計の中止又は終了したヘッジ関係について、遡及的に本公開草案を適用できるかについての説明がなされていない。これらの点について明確にしていきたい。</p>	<p>現状、金利指標改革による後継の金利指標についての議論が行われている段階であり、本格的な金利指標の置換は開始されていないと考えられることから、遡及的な適用について別途定める必要性は低い。したがって、遡及しないことを明らかにするため、本公開草案第 17 項を修正した（本実務対応報告第 22 項）。</p>
	<p>本公開草案第 18 項において、「ヘッジ関係ごとにその適用を選択することができる」とあるが、「ヘッジ関係ごと」とはどの単位を指すか（個別契約単位か適用する金利指標単位か等）を明確にしていきたい。</p>	<p>本公開草案の提案の修正は行わない。ヘッジ関係の単位は、個別ヘッジか包括ヘッジかによっても異なり、個別の状況に依存するため、本実務対応報告に明示することはしない。</p>
22) その他	<p>本公開草案第 18 項について、修正が必要と考える。</p> <p>「ヘッジ関係毎にその適用を選択する」場合には、個別財務諸表及び連結財務諸表への注記の義務を明示する必要がある。また、子会社で「ヘッジ関係毎にその適用を選択する」ことを選択した場合も、連結財</p>	<p>本公開草案第 17 項において、ヘッジ関係ごとに適用した結果、一部のヘッジ関係のみに適用している場合にはその理由を注記することを求</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	務諸表への注記の義務を明示する必要がある。	めている。なお、個別財務諸表への注記に対する考え方は本公開草案第52項参照。
(質問7) その他		
(その他のコメント)		
23) 経過利息の計算及び公正価値算定について	ヘッジ会計とは別の論点として、後継金利指標が後決めの金利となる可能性が想定されているが (LIBOR は前決めの金利)、後決めの金利の場合、利息計算期間の最終日にならないと金利が確定しないため、経過利息の計算や公正価値測定における取扱いの明確化をお願いしたい。	後決めの金利が適用されている場合の経過利息の計算や時価の算定については、既に実務上の対応が行われていることが想定され、金利指標改革に伴う論点ではなく、本実務対応報告の範囲を超えていると考えられる。したがって、本実務対応報告において特段の定めは置かない。
24) 繰延税金資産の回収可能性について	本公開草案の適用に伴い、ヘッジ関係の継続が認められた場合の繰延ヘッジ損益に係る一時差異については、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第46項及び第115項の定めを適用できるという点について、明確にしていきたい。	本実務対応報告は、契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等になることを意図した契約条件の変更のみが行われる金融商品が対象となっており、その場合、繰延ヘッジ損失に係る将来減算一時差異についてはヘッジ対象に係る評価差益に関する将来加算一時差異とほぼ同時期に同額で解消されるものとみること

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>もできると考えられるとの前提は引き続き成立することが想定され、別途定める必要性は乏しいものと考えられる。そのため、本公開草案の提案の修正は行わない。</p>
<p>25) 満期保有目的債券の振替等について</p>	<p>金利指標改革に伴って満期保有目的の債券の保有目的変更や償還期限前売却を行った場合、残るすべての満期保有目的の債券を売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替える必要はないことを明確化していただきたい。</p> <p>なお、米国会計基準においては、金利指標改革の結果公表停止が見込まれる金利指標を参照する満期保有目的の債券について、保有目的の変更や売却の場合に、満期保有目的の債券に分類された残りすべての債券を振り替える必要はないとする救済措置が採られている。したがって、上述の例外的な整理を行うことは、国際的な比較可能性にも資するものと考えられる。</p>	<p>金融商品実務指針第 83 項では、満期保有目的の債券の売却又は他の目的への振替を罰則規定なしに行える状況の例示として、「⑥その他、予期できなかった売却又は保有目的の変更をせざるを得ない、保有者に起因しない事象の発生」を挙げているが、その適用にあたっては、当該満期保有目的の債券の取得時に、金利指標改革による影響が予期できなかったのかどうかなど、個別に状況を判断する必要があると考えられる。したがって、本実務対応報告で一律にこれを認める特段の定めを置くことはしない。</p>
<p>26) その他</p>	<p>本公開草案第 11 項の「振当処理」は、今後とも、日本基準において維持すべきである。</p>	<p>振当処理の維持については、本実務対応報告の範囲から外れるため、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>「契約条件の変更」及び「契約の切替」について、LIBORの恒久的な公表停止に備えた2つの対応であり、市場関係者に定着して使用されている用語、「フォールバック」及び「移行」との関係を記載いただくと、より理解が深まるのではないかと。</p>	<p>追加の記載等を行わない。</p> <p>「契約条件の変更」及び「契約の切替」並びに「フォールバック」及び「移行」は、明確な対応関係にならないため、これを示しても必ずしも関係者の理解に資するとは限らず、本公開草案第4項(1)及び(2)の定義以上の記載を行わない。</p>

以 上